

介護サービス事業所の復旧状況について～長寿社会課から～

介護サービスが徐々に復旧しています。担当のケアマネージャーと相談の上利用してください。また、新規で相談する場合は、地域包括支援センター（長寿社会課）まで連絡願います。

▽介護サービス事業所の復旧状況（5月2日現在）

事業所名	施設などの状況
特別養護老人ホーム 高寿園 (☎090-2533-4367)	・現在避難所となっている（受け入れ数の変動は無し）。 ・別館2ユニット分の改修時期が未定。
老人保健施設松原苑 (☎080-2299-2445)	・施設2階の復旧が進み、避難した入所者の再受け入れを開始。 ・すでに相談した方から順次受け入れを開始。3階部分の復旧は今後進める予定
陸前高田市社会福祉協議会	徐々に通常営業（ヘルパー）に戻りつつある状態。
陸前高田市シルバー人材センター	通常営業中（ヘルパー）。
高寿園訪問入浴	午前2件、午後3件の訪問が可能（要相談）。
松原訪問看護ステーション	営業を再開。
すずらんデイサービスセンター (☎0192-29-3970)	当面は、1人につき週1回の利用。
高寿園デイサービスセンター	・5月1日から再開。 ・当面は、10人程度で週1回の利用を予定（入浴は東部デイサービスを利用）
東部デイサービスセンター (☎0192-56-2300)	・4月27日から再開。 ・当面は、10人程度で週1回の利用。
松原苑デイケアセンター (☎080-2738-6605)	5月連休明けに再開。
西部デイサービスセンター「竹の里」 (☎080-2738-6605)	4月25日から1人につき週2回の利用受付を開始。
高田デイサービスセンター (☎080-5734-1914)	・5月1日から再開。 ・当面は3～4人で週1～2回利用。 ・1日の利用時間は5時間程度。 ・入浴は支援企業提供による入浴車で実施。
小規模多機能ホーム「小百合」 (☎080-2738-6605) (西部デイ兼用)	・14人の登録あり。西部デイサービスセンターで運営中。 ・近日、施設の改修工事を実施予定。
小規模多機能ホーム「玉山」 (☎080-2738-6605) (西部デイ兼用)	5月2日新規開所（登録可能人数25人）。
小規模多機能ホーム「厨」 (☎0192-55-1833)	通常営業中。
配食サービス（委託事業）	物資の調達状況により再開予定（時期未定）

詳しくは、市役所仮庁舎長寿社会課（内線34、35）まで。

◆市立図書館への返却図書について

現在のところ、市では貸し出ししている図書を収容するスペースが確保できていません。仮設の図書館（所蔵スペース）については、現在検討中ですので、震災前に市立図書館から借りた本は、当面の間各自で保管をお願いします。返却の目途などは、後日広報などで連絡します。

▽問い合わせ先 教育委員会生涯学習課（内線53）まで。

◆5月分の不燃物収集のお知らせ

5月分の燃えないごみの収集を次のとおり行います。今月の収集期間は16日(月)から20日(金)のみとなりますので、注意してください。

なお、燃えるごみ・資源ごみの収集もこの日程で行います。

日(曜)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)
収集地区	広田町	小友町 米崎町	高田町 竹駒町	気仙町	矢作町 横田町

※清掃センターでは、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの持ち込みを受け入れています。受付時間は、月曜から金曜日までの午前10時から正午、午後1時から3時までとなっています。

◆ Aid TAKATA 復興支援クッキー～5月4日(水)から7日(土)まで販売～

AidTAKATA が中心となって販売を進めている「陸前高田市復興支援クッキー」は、5月4日(水)から7日(土)まで販売します。詳細は、次のとおりです。

▽販売場所 十八ストア、川の駅よこた

▽販売時間 午前10時～午後3時(※早く売り切れる場合がありますので、ご了承ください)

▽販売価格 1箱500円

問い合わせは、電子メール info@aidtakata.org まで。

◆災害復興寄附金と義援金について

本市復興のための「災害復興寄附金」と「義援金」の使いみちについて、お知らせします。

◎寄附金…市が行う災害復旧等事業の財源として活用させていただきます。

◎義援金…義援金は、被災された皆さんへ、生活支援や再建のために被災の程度に応じてお届けいたします。

《寄附金の振込先》

受取人口座名義：陸前高田市災害対策本部

振込先銀行口座：岩手銀行高田支店 普通預金 2044715

《義援金の振込先》

受取人口座名義：陸前高田市災害対策本部

振込先銀行口座：岩手銀行高田支店 普通預金 2044626

※岩手銀行各店および全国の地方銀行の「窓口」での振込については、手数料が免除されます。なお、ATM、インターネットでの振込・振替の場合には、手数料がかかりますのでご注意ください。

◆被災者向け民間賃貸住宅空き家情報提供会を開催

このたび岩手県では、東日本大震災にかかる災害救助法に基づく応急仮設住宅として、民間賃貸住宅を借り上げることにしました。

これを受けて、一関市では民間賃貸住宅空き家情報提供会を開催します。

▽日時 5月7日(土) 午前9時～午後4時

▽場所 一関市役所2階大会議室

▽内容 民間賃貸住宅の情報提供および入居に関すること

▽その他

(1) 民間住宅入居要件

①災害により住家の「り災証明」で全壊、全焼または流出となった者。また、半壊以上の被害であるが、取り壊しが必要であるなど、自らの住家に居住できない者。

②長期避難区域の指定や二次災害の恐れがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない者

(2) 入居期間 契約日から2年間

(3) その他

①民間賃貸住宅に入居した場合、プレハブ仮設住宅や雇用促進住宅などの公営住宅への住み替えはできません。

②被害を受けた住家に対して、災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の適用は受けられません。

③民間賃貸住宅を借り上げた場合は、被災者生活再建支援制度の加算支援金「賃貸50万円」の支給は対象外となります。